

資料 1 - 2

年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期	
いじめ防止のための活動	生徒が主体となつた活動	○異学年交流会の実施 (遠足、クラスマッチ等) ○新入生研修における望ましい人間関係づくり ○ボランティア活動の推進 ○生徒会によるケータイ・スマホに関するルール・マナーの提示、および啓発活動 ○学校行事における生徒主体の企画・運営 (体育祭・文化祭等) ○部活動単位による学校内外活動への参加 (早朝・夕方の清掃、各行事での準備片付け、地域活動への参加)	5月・7月、12月 4月(1年生) 通年 通年 通年 通年
	教職員の主体となつた活動	○一人一人の実態に応じた分かる授業の展開	通年(各教科会) 10月(他教科の授業参観)
		○職員相互の授業研究	通年
		○教科やホームルーム等を中心にした道徳教育	通年
		○情報モラル講話の時間設定	6月
		○外部講師による講演会の実施	年1回
		○PTA総会での学校の方針説明	4月
		○学校公開(オープンスクール)の実施	7月、10月
		○授業公開週間の設定	10月
	いじめ早期発見の措置	○保護者を対象とした研修会の開催(学年PTA等)	6、10月
○面談週間の設定		5月～6月	
○生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照		通年	
○学校独自のアンケートの実施		7月、2月	
○県下一斉のアンケートの実施		11月	
○職員会議での情報の共有		通年	
○進級時の情報の確実な引き継ぎ		通年	
○過去のいじめ事例の蓄積		通年	
○教育相談部会における情報の共有	週1回		

※計画を作成するに当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。